

回覧													

# 消費生活センターだより

No.136

発行日

R4. 8. 1

## その契約ちょっと待って 電話勧誘のトラブルにご注意!!

しつこく電話がかかってきて「光回線」の勧誘をされたとか、健康食品を試してみないかという電話があり、知らないうちに「定期購入」の契約をしてしまっていたという、電話勧誘によるトラブルの相談が後を絶ちません。

不要な勧誘や内容のよくわからないものは、はっきり断ることが大切です。万が一、契約をしてしまった場合でも下記の方法により契約を解除できる場合があります。



### 電話勧誘による契約を解除する方法



健康食品など「商品を購入した場合」  
**「クーリング・オフ制度」**

電話勧誘や訪問販売などでサービス契約をした場合に、購入の申し込みまたは契約をした日（書面を受け取った日）を含めて **8日以内**であれば無条件で申し込みの撤回ができる制度です。（通信販売は適用外）

通信サービスなどの契約をした場合  
**「初期契約解除制度」**

通信サービスの契約をした場合に、契約書を受け取った日から **8日以内**であれば、申し込みの解約ができます。但し、事務手数料がかかる場合があります。



いずれの場合も申出期間に定めがあります。  
できるだけ早く消費生活センターへご相談ください！



消費生活センターは消費生活に関する相談窓口です。専門の相談員が契約トラブル等の相談を受け付け、助言や必要に応じてあっせんを行います。相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

いわて消費者トラブル防止啓発  
キャラクター まてのすけ

**久慈市・久慈広域消費生活センター ☎0194-54-8004**

# 多重債務者 弁護士無料相談

借金問題でお悩みの方のために、弁護士による無料法律相談会を開催しています。  
一人で悩まず、弁護士や相談員と一緒に解決方法を見つけましょう。

相談日：8月25日(木)  
時間：午前10時～午後3時(一人40分間)  
問い合わせ：**要予約** 久慈市・久慈広域消費生活センター  
☎ 0194-54-8004



※相談時間に限りがありますので、事前に消費生活相談員と打ち合わせをおすすめします。  
※多重債務以外の相談も可能ですので、お問い合わせください。

令和4年度  
久慈市・久慈広域消費生活センター

## 出張相談会開催中!

悪質商法などの消費生活トラブル、多重債務でお困りの方は、お気軽にご利用ください。

洋野町民文化会館 セシリアホール	野田村 総合センター	洋野町役場 大野庁舎	普代村役場
8月1日(月)	8月8日(月)		8月22日(月)
9月5日(月)	9月12日(月)	9月20日(火)	

- **要予約** ①13:30～14:10 ②14:10～14:50 ③14:50～15:30

※予約の受付は、当日10時までです。

※予約がない場合、消費生活相談員の派遣は中止となります。

- 相談内容に関する書類などは、忘れずにご持参ください。

【予約・問い合わせ】 久慈市・久慈広域消費生活センター

☎0194-54-8004



## 5人集めて、出前講座開きませんか？

わかりやすく  
おはなしします



消費生活センターでは、出前講座を行っています。

地域のサロンやご近所の集まりのちょっとした時間で、消費者トラブル防止対策や役に立つ情報をお話しさせていただきます。

時間は30分程度から、人数は最低5名程度でお伺いしますので、お気軽にご連絡ください。

派遣可能日時：平日(9時から17時)

問い合わせ先：久慈市消費生活センター 54-8004

# 消費生活センターだより

No.136

発行日

R4. 8. 1

その契約ちょっと待って 

## 電話勧誘のトラブルにご注意!!

しつこく電話がかかってきて「光回線」の勧誘をされたとか、健康食品を試してみないかという電話があり、知らないうちに「定期購入」の契約をしてしまっていたという、電話勧誘によるトラブルの相談が後を絶ちません。

不要な勧誘や内容のよくわからないものは、はっきり断ることが大切です。万が一、契約をしてしまった場合でも下記の方法により契約を解除できる場合があります。



### 電話勧誘による契約を解除する方法



健康食品など「商品を購入した場合」

#### 「クーリング・オフ制度」

電話勧誘や訪問販売などでサービス契約をした場合に、購入の申し込みまたは契約をした日（書面を受け取った日）を含めて **8日以内**であれば無条件で申し込みの撤回ができる制度です。（通信販売は適用外）

通信サービスなどの契約をした場合

#### 「初期契約解除制度」

通信サービスの契約をした場合に、契約書を受け取った日から **8日以内**であれば、申し込みの解約ができます。但し、事務手数料がかかる場合があります。



いずれの場合も申出期間に定めがあります。  
できるだけ早く消費生活センターへご相談ください！



消費生活センターは消費生活に関する相談窓口です。専門の相談員が契約トラブル等の相談を受け付け、助言や必要に応じてあっせんを行います。相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

いわて消費者トラブル防止啓発  
キャラクター まてのすけ

久慈市・久慈広域消費生活センター ☎0194-54-8004